

改正後 防衛特別法人税に関する政令新旧対照表 改正前

附則

第一条・第二条 省略

(財務省組織令の一部改正)

第三条 財務省組織令(平成十二年政令第二百五十号)の一部を次のように改正する。

附則

(主税局の所掌事務の特例)

第四条の三 当分の間、第三十三条第一号及び第三十五条第一号中「及び
地方法人税」とあるのは、「地方法人税、復興特別法人税及び防衛特別
法人税」と、第三十六条第二号中「法人税及び地方法人税」とあるの
は、「復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税及び防衛
特別法人税」とする。

附則

(主税局の所掌事務の特例)

第四条の三 当分の間、第三十三条第一号及び第三十五条第一号中「及び
地方法人税」とあるのは、「地方法人税及び復興特別法人税」と、第三
十六条第二号中「法人税及び地方法人税」とあるのは、「復興特別所
得税、法人税、地方法人税及び復興特別法人税」とする。